

内閣参質一六八第九号

平成十九年十月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員喜納昌吉君提出環境省によるジユゴンの「絶滅危惧ⅠA類」指定に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出環境省によるジュゴンの「絶滅危惧ⅠA類」指定に関する質問に対する答
弁書

一及び二について

平成十九年八月に公表されたレッドリストにおいては、主に浅海域に依存する海棲哺乳類せいほについても新たに評価対象種に含めることとしたため、ジュゴンを評価対象種としたものである。

また、平成十五年に環境省に設置された「絶滅のおそれのある種の選定委員会哺乳類分科会」において、専門家の科学的知見に基づきジュゴンの絶滅のおそれの度合いを評価した結果、ジュゴンの成熟個体数が五十未満であると推定されたことから、レッドリストの評価基準に基づき「絶滅危惧ⅠA類」と判断したものであり、この判断は、御指摘の名護市の主張と関連を有するものではない。

三について

普天間飛行場の移設・返還については、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」に従って実施していくこととしている。

なお、普天間飛行場代替施設の建設に当たっては、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等の規

定に基づく環境影響評価を実施し、ジユゴンの生息環境を始めとする自然環境の保全に十分配慮して進めることとしている。